

同志社国際高校の研修旅行に対する文科省の教育基本法違反の認定に抗議する

2026 年 6 月 5 日 民主教育研究所運営委員会

今年 3 月、沖縄県名護市の辺野古沖で研修旅行中の同志社国際高校の生徒を乗せた小型船が転覆し、生徒一人と船長が亡くなる事故がありました。学びの場で尊い生命を奪われた生徒はどれほど悔しかったことでしょう。

文部科学省はこの事故について、当事者による検証と報告を待たずに、4 月 22 日に自ら調査に乗り出し、その結果を 5 月 22 日に公表しました。その報告書で文部科学省はこの研修旅行を「政治的活動を禁じる教育基本法第 14 条 2 項に違反する」と断定し、あたかもそれが事故原因であるかのように記述しました。しかし、文部科学省は何をもって教育基本法第 14 条 2 項とするかを明示せず、「総合的に判断」したとする事実認定も断片的であり、その評価も一面的です。重大な問題は文部科学省がこの研修旅行について「政治的中立を欠いた教育活動」として否定しているのではなく、教育基本法第 14 条 2 項が禁止する「政治的活動」だったと認定していることです。政治的活動だったと言うためには、それが特定の政治的目的をもち何らかの政治的效果を生み出そうとする行為であり、さらにそれを学校として組織的に行っていたことが立証されなければならないはずです。報告書はこれらについて何も説明しておらず、文部科学省の主張にはまったく説得力がありません。

同志社国際高校の研修旅行は平和教育の一環として計画実施されたものでした。新基地建設への抗議行動に関わる人々の行動や意見を見聞きすることは生徒にとって得難い経験だったことでしょう。その教育活動を根拠もなく「政治的活動」と切り捨てる文部科学省こそ、教育に政治を持ち込むもので、「不当な支配」を禁じた教育基本法第 16 条 1 項に違反しています。

以上にとどまらず、文部科学省は全国の小中高校等とその設置者に対して、政治的中立に反する教育活動を行っていないか点検するよう求めました。これは教育関係者を萎縮させるもので、この背後には平和教育や政治的事柄を扱う教育活動を抑制しようとする政治的意図があると言わなければなりません。

民主教育研究所は、これまで全国の学校で積み重ねられてきた教育活動への文部科学省による介入に抗議し、教師の皆さんに、文部科学省の「不当な支配」に屈するこ

となく、平和教育をますます発展させるべく手を取り合うことを呼びかけます。